

鎌倉期足利氏の經濟事情

田中奈保

はじめに

本稿は、鎌倉期足利氏の經濟力と収支状況について検討すること
を目的とする。鎌倉幕府の有力御家人であり、執権北条氏に次ぐ実
力を持つ存在として注目されてきた足利氏の經濟力については、先
行研究の中では主として財源である所領の問題に関心が絞られてき
た。『倉持文書』所収の足利氏所領奉行番文は、鎌倉後期の足利氏本
宗家の所領構成を示している重要な史料であるが、この史料からは、
足利氏が掌握していた上総・三河両国の守護職の他、諸国に散在す
る所領六郡と三〇莊郷保等を検出できる。⁽¹⁾この所領数は、北条氏に
は遠く及ばないものの、他御家人と比べれば遙かに多い方であり、⁽²⁾
このことから「鎌倉末期の足利氏は、源氏の嫡流として御家人の間
に高い声望を得ていたばかりでなく、その經濟的基盤においても、
北条氏のものには及ぶべくもないが、一般御家人にぬきんでていた
といえよう」と結論づけられた。⁽³⁾

このように、先行研究では足利氏の經濟力について主に収入の側
面から検討されてきた訳であるが、多数の所領を持ち經濟的基盤に
恵まれている領主であつても、収支のバランスがとれていなければ
家政機關の經營に支障をきたす。収支のバランスについて考えるな
らば、その家政機關がどの程度の収支状況のもとに運営されていた
かを知る必要がある。

以上のような問題関心に基づいて、本稿では、足利氏の財政につ
いて支出の側面から考えていくことにする。足利氏の經濟力は、ど
の程度の出費に耐えうるものであつたのか。また、支出における重
点はどこにあつたか。これらを検討することによつて、収入の側面
からは明らかにし得ない問題を具体的に検討することができると考
える。

一章では、閑院内裏造管・六条八幡宮造管における関東御公事及
び北条貞時一三回忌供養仏事にかかつた出費をもとに、足利氏の經
濟力が幕府内での程度の水準にあつたかを考える。二章では、足
利莊饒阿寺で開催された足利氏の遠忌仏事にかけられた費用につき

検討することで、足利氏の家政機関がどのような収支状況に基づいて運営されていたかを考察する。

第一章 関東御公事・得宗家仏事における

出費について

本章では、鎌倉期足利氏の経済力がどのような水準にあったか、具体的な数値等をもって他御家人と比較できる史料を積極的に活用して検討する。

第一節 関東御公事

まずは、建長二年（一二五〇）閑院内裏造営における関東御公事について検討する。閑院内裏は、承元元年（一二〇七）に焼亡したが鎌倉幕府の負担によって再建された。建長元年（一二四九）に再び焼亡した際も幕府側の全面的出費によって再建され、この時幕府御家人に割り当てられた目録が、「閑院内裏造営雜事目録」として『吾妻鏡』に載せられている。⁽⁵⁾これによると、足利義氏には小御所造営が割り当てられている。

小御所は角御所ともいい、御所主人以外の皇族の専用御所として使われた建物である。『吾妻鏡』所載の目録においては、紫宸殿がおそらく最も格式の高い建物という理由で最初に記され、次いで清涼殿、仁寿殿、宜陽殿、校書殿、春興殿、五節所、小御所の順で記さ

れている。⁽⁶⁾閑院内裏の小御所の広さは明らかになっていないが、参考までに冷泉宮小路殿の小御所の規模について述べると、「桁行七間、梁行四間の大きさをもち」「二間に五間の母屋に四周一面の庇がついたいわゆる五間四面屋」であるといひ、閑院内裏の場合もこれに準じて考えることができる。⁽⁷⁾

『吾妻鏡』には各殿舎等の造営費用は記されていないが、小御所は金額で考えるとどの程度の負担なのであろうか。『双紙要文』紙背文書四号によれば、千葉介跡（千葉亀若丸）にあてられた「一一一間の対」である西対造営にかかる費用が軽く五〇〇貫を超えていることがわかる。⁽⁸⁾西対は小御所よりも広いが、目録には小御所の方が西対より前に載せられており、建物の格式としては小御所の方が上であると推察される。それを考慮すると、小御所造営費用も少なくとも五〇〇貫相当、或いはそれ以上かかる重い負担であったのではないだろうか。

次に、建治元年（一二七五）六条八幡宮造営に際し足利氏が負担した金額を見てみよう。六条八幡宮は、もともと源義家邸の一角に八幡神が勧請されて作られた社であったが、頼朝以降に本格的な体裁が整えられ、幕府の篤い保護を受けた。文治二年（一一八六）に社殿の造営が行われ、その後二度の回祿の為、承元二年（一二〇八）・建治元年（一二七五）にも幕府を中心に造営事業が行われた。⁽⁹⁾

『田中穰氏旧藏典籍古文書』所収建治元年五月日付造六条八幡新宮用途支配によると、諸国に賦課された造営料の総額は六六四一貫

表1 閑院内裏造営・六条八幡宮造営における関東御公事賦課表

	閑院内裏造営時の賦課内容と役員担者		六条八幡宮造営時の役員担者と賦課額(貫)	
1	紫宸殿	相模守(北条時頼)	最明寺(北条時頼)跡	500
2	清涼殿	甲斐前司(長井泰秀)	長井左衛門大夫入道(長井泰秀)跡	180
3		駿河入道(北条有時)	駿河入道跡	60
4	仁寿殿	修理権大夫(北条時房)跡	修理権大夫跡	300
5	宜陽殿	陸奥守(北条重時)	陸奥入道(北条重時)跡	300
6	校書殿	筑後入道跡		
7	春興殿	遠江入道(名越朝時)跡	遠江入道跡	200
8	五節所	秋田城介(安達義景)	城入道(安達義景)跡	150
9	小御所	足利左馬頭入道(足利義氏)	足利左馬頭入道跡	200
10	釣殿	前右馬権頭(北条政村)	左京権大夫(北条政村)跡	200
11	記録所	隠岐入道(二階堂行村)跡	隠岐入道跡	100
12	陣座并東屋	大友豊前前司(大友能直)跡		
13	軒廊	佐々木三郎兵衛入道跡		
14	弓場殿	近藤中務丞跡	近藤中務丞跡	5
15	弓場殿渡廊	湯浅輩	湯浅入道(湯浅宗重)跡	6
16	宮御方東渡廊	長沼淡路前司(長沼宗政)跡	淡路前司跡	50
17	同西渡廊	小沢女房		
18	北小廊	伊東大和前司(伊東祐時)	伊東大和前司跡	60
19	北面御車寄	上野入道(結城親光)	上野入道跡	80
20	北対	葛西杏岐入道(葛西清重)跡	葛西伯耆前司(葛西清親)跡	70
21	北御台盤所	足助太郎(足助重方)	足助佐渡前司(足助重方)跡	6
22	西対	千葉介跡(千葉頼胤)	千葉介(千葉頼胤)跡	100
23	西二対	宇都宮入道(宇都宮頼綱)	宇都宮入道跡	30
24	又北対八間	信濃民部入道(二階堂行盛)	信濃前司(二階堂行盛)跡	100
25	北弘御所	島津豊後前司(島津忠久)跡	嶋津豊後前司跡	40
26	同西屋	周防前司入道(宇都宮朝親)	周防入道(宇都宮朝親)跡	30
27	御厨子所	中条出羽前司(中条家長)跡	中条出羽前司跡	100
28	西一対渡廊	常陸大掾跡		
29	御台盤所	小栗次郎		
30	清涼殿与一対造合御物宿	河津伊豆前司跡		
31	宮御方侍	佐渡前司		
32	本所	押垂齋藤左衛門尉跡	押垂齋藤左衛門尉跡	15
33	蔵人所	撰津前司 宇佐美也		
34	釜殿	土屋入道跡		
35	宮御方東扉中門并屏十四間	隠岐次郎左衛門尉		
36	小御所北屏三間	那珂左衛門入道		
37	(蔵人町後屏廿五間の内)十五間	伊達入道(伊達朝宗)跡	伊達入道跡	25
38	(蔵人町後屏廿五間の内)十間	安積薩摩前司(伊東祐長)	伊東薩摩前司(伊東祐長)跡	35
39	日花門	近江入道(佐々木信綱)跡	近江入道跡	70
40	月花門	矢野和泉前司(天野政景)跡	矢野和泉前司跡	70
41	殿下直廬	豊前前司	田代豊前前司跡	3
42	同西対	下野入道(小山朝政)跡		
43	同西南渡廊	同人	小山下野入道跡	120
44	同南上下門	同人		
45	同南西北屏并屏門	同人		
46	東四足左衛門陣	佐原遠江前司跡		
47	西四足右衛門陣	足立左衛門尉(足立元晴)跡	足立八郎左衛門尉(足立元晴)跡	20
48	東棟門	草野大夫跡		
49	西棟門	大宰少貳(藤原為佐)	大宰少貳入道(藤原為佐)跡	60
50	縫殿陣土平門	但馬次郎左衛門尉		
51	押小路面土平門	内藤左衛門尉(内藤盛時)跡	内藤肥後前司(内藤盛時)跡	20
52	油小路面土平門	伊賀式部入道(伊賀光宗)	伊賀式部入道跡	25
53	池扉橋	大和入道跡		
54	霜台東	備後前司		
55	掃部寮戸屋	網島左衛門入道	網島左衛門入道跡	7

人名比定は註10論文を参考に私見を加えた。

で、その三分の二の金額を「鎌倉中」に分類された有力御家人が負担している¹¹。造営料全体の内、北条一門が負担しているのは合計一六四〇貫で、全体の四分の一を占めている。「鎌倉中」の足利氏惣領（足利左馬頭入道へ義氏ノ跡）と諸国の庶流に割り当てられた金額は、義氏跡に二〇〇貫、庶流に三〇貫で、合計で二三〇貫となる¹²。

閑院内裏造営役で五〇〇貫以上を負担していた千葉介跡も「鎌倉中」に分類され一〇〇貫を割り当てられているが、諸国の千葉一族の分を合計すると総額二九二貫の負担である。庶流も含めて計算すると足利氏よりも千葉氏の負担額の方が大きい¹³が、惣領のみで比較すると足利氏の負担額の方が大きい。

義氏跡の負担した二〇〇貫は、最明寺跡（北条時宗）の五〇〇貫と陸奥入道跡（塩田義政）及び修理権大夫（北条時房）跡の三〇〇貫に次ぐ金額である。惣領の負担に限定すれば、外様御家人の中では足利氏に割り当てられた額が最も大きい。御家人役の賦課基準は所領規模に基づいて定められていると考えられることから¹³、この史料からは、足利氏本宗家の経済力が外様御家人の中で最も高い水準にあったことが知られるのである。

閑院内裏造営のあった建長年間には、関東御公事の賦課方式がある程度固定化され、建治年間の六条八幡宮造営においても、基本的には建長の基準に従って負担額が決定されたと考えられている¹⁴。しかし建長と建治の二つの注文を比べてみると、実際には建長の賦課率は建治の注文に厳密に踏襲されている訳ではない。例えば、閑院

内裏造営で蔵人町後屏二五間の内一五間を当てられた伊達入道跡は、六条八幡宮造営では二五貫の負担であるが、同じく蔵人町後屏二五間の内一〇間を当てられた安積薩摩前司は、伊達より五間狭かったけれども、建治になると伊達より一〇貫多い三五貫の負担とされている。

賦課基準の変化は、建長から建治の間にその一族に所領数のような経済的要素あるいは政治的な勢力の変化が起きていることを示唆する¹⁵。しかし足利氏の場合は、建長と建治それぞれの造営役の負担内容を見ると、賦課率はほぼ一貫して北条氏に次ぐ大きさで設定されていたと考えられる。

第二節 元亨三年北条貞時一三回忌仏事

元亨三年（一三三三）一〇月二六日、円覚寺において北条貞時の一三回忌供養仏事が行われた。法会の規模は、『円覚寺文書』所収「北条貞時一三年忌供養記」によれば¹⁶、四〇〇〇貫もの析足が設定された盛大な催しであったことが知られる。得宗御内人や北条一門、外様御家人らによる進物は莫大な額にのぼり、総勢一八二人より、砂金二五六〇両・太刀一〇四腰・錢四四五〇貫・馬九〇疋・鞍五八・小袖絹一〇〇・御衣二領・被物一重が進物として贈られた。進物の内容はそれぞれでばらつきがあるが、基本的には当時の幕府における家格の高さや実力、及び得宗家もしくは貞時個人との関係の深さに比例して、高額になっているかと考えられる。目録の内

表2 北条貞時一三回忌供養仏事における進物献納者表

進物献納者	人名比定	分類	銭(貫)	砂金(両)	その他	一品経調進
修理権大夫殿	金沢貞顕	北条氏	100		銀劔1・馬1疋	弟子品横被打枝
長崎左衛門入道	長崎高綱	得宗被官	300		馬1疋	神力品30貫
諏方左衛門入道	諏訪宗経	得宗被官	100			德行品10貫
工藤二郎右衛門尉	工藤貞祐	得宗被官		50	銀劔1・馬1疋	妙音品10貫
安芸僧正御房		北条氏		50	銀劔1	
阿曾普賢殿	阿曾治時	北条氏	100			人記品捧物30貫
大宰少貳	少貳貞経	少貳氏	100			
上野前司殿	金沢時直	北条氏	100			
長崎左衛門尉	長崎高資	得宗被官		50	太刀1・馬1疋	
相模新左近大夫将監殿		北条氏		50	銀劔1・馬1疋	化城喩品捧物30貫
熊野別当	定遍	熊野別当	200			
佐々木隠岐前司	佐々木清高	佐々木氏		100	銀劔1	
普恩寺入道殿	北条基時	北条氏	100	50	銀劔1	嚴王品30貫
尾藤二郎左衛門入道	尾藤湊心	得宗被官		50	銀劔1・馬1疋	阿弥陀経10貫
武藤修理亮殿	北条英時	北条氏	200			
若宮別当御房	顯弁	北条氏		50	銀劔1・馬1疋	
駿川守殿	甘繩顕実	北条氏	100			
長井纏殿頭	長井貞重	長井氏	100			
南条左衛門入道		得宗被官		50	銀劔1	
大友近江守	大友貞宗	大友氏	200			
名越尾張前司殿	名越高家	北条氏		50	馬1疋	
塩田越後守殿		北条氏		50	銀劔1	
河越三河前司		河越氏		50	銀劔1	
江馬越前前司殿		北条氏		50	銀劔1	
左馬助殿	大仏貞直	北条氏	100			
佐助備前前司殿		北条氏		50	銀劔1	
刑部権大輔入道	撰津親繁	撰津氏		50	銀劔1・馬1疋	
陸奥守殿	大仏維貞	北条氏	200			
長崎下野権守入道		得宗被官	100			十功德品10貫
中務権大輔殿		北条氏		100	銀劔1	
因幡民部大夫				50	馬1疋	
上総彦鶴殿		北条氏	100			
武威守殿	赤橋守時	北条氏	200			授記品捧物30貫
足利殿	足利貞氏	足利氏	200			法師品捧物30貫
三浦介	三浦時継	三浦氏		50	銀劔1	
遠江前司殿		北条氏	100			
丹波前司殿		北条氏		50	銀劔1	
長沼淡路前司	長沼宗秀	長沼氏		100	銀劔1	
信濃前司	太田時連	太田氏		50	銀劔1	
備中二郎左衛門尉				50	銀劔1	
白河上野前司	結城宗広	結城氏	100			
陸奥入道殿	塩田国時	北条氏	100			
小山下野前司	小山貞朝	小山氏	100			
遠江左近大夫将監殿	常葉範貞	北条氏	100	50		
名越備前前司殿		北条氏	100			
尾張左近大夫将監殿	北条公貞	北条氏		50	銀劔1	
城介殿	安達時顕	安達氏		100	銀劔1	安楽行品30貫
足利上総前司	吉良貞義	足利氏		100	太刀1	
尾張犬寿殿		北条氏	100			
掃部頭入道殿	長井宗秀	長井氏	200			不脛品30貫
小山出羽前司	小山宗朝	小山氏		100		
那須加賀入道		那須氏		50	馬1疋	
安東左衛門入道	安東聖秀	得宗被官		50	銀劔1・馬1疋	勸谿品10貫
駿川入道殿		北条氏		50	銀劔1	
佐介越前前司殿		北条氏		50	銀劔1	
詫間越後式部大夫殿		北条氏	100			
足利孫三郎	斯波高経	足利氏		50		
水谷刑部大輔入道	水谷清有	得宗被官		50	銀劔1	
常陸前司				50	銀劔1	
式部伊勢前司				50	銀劔1	
桜田三河前司殿	桜田師頼	北条氏	100			
武威左近大夫将監殿		北条氏		50	銀劔1・馬1疋	
武幸兵衛入道			100			
大和前司	宇都宮頼房	宇都宮氏	100			

※紙幅の都合上、銭100貫文もしくは砂金50両以上の献納者に限定して作成した。

で最も高額なのは、長崎左衛門入道（高綱。法名円喜）による銭三〇〇貫である。円喜は周知の通り、内管領として幕府の実質的の最高権力者の地位にあった。

足利貞氏は、銭二〇〇貫と一品経調進費用三〇貫を進上した。これは北条一門の赤橋守時と全く同額である。貞氏母は北条時茂女で貞氏室は金沢頭時女であり、なおかつ貞氏子息高氏は赤橋久時女を妻にしている¹⁷ので、足利氏は北条一門に準ずる位置づけでこの仏事に参加していると考えられる。

足利氏の中では、当主貞氏の他に庶流の一族も進物を行っており、足利上総前司（吉良貞義）は砂金一〇〇両及び太刀一を進上している¹⁸。この時の砂金の値が、銭に換算して何貫に相当するかは明らかにできないが、貞氏が二〇〇貫を進上していることを考えると、貞義が惣領以上の額を進上しているとは考えにくいので、砂金一〇〇両に太刀の値を合算しても、その値は二〇〇貫に達することはないのではないだろうか。

そのように考えると、長崎円喜と並ぶ幕府の最高権力者にして得宗高時の舅である安達時頭¹⁹が出費した砂金一〇〇両、銀剣一の値も、（一品経調進費用三〇貫を除けば）銭に換算すると二〇〇貫に満たず、足利氏に及ばないことになる。時頭の立場からすると、進物額は円喜の三〇〇貫と同等か、あるいは高時との姻戚関係を考えて三〇〇貫を上回るのが妥当なところかと思えるので、この数値には違和感を覚える。しかし安達氏の女性である高時母（大室泰宗女）や

高時室（時頭女）が施主として出費しているので、その分を考慮する必要が²⁰ある。

砂金の値について以上のような解釈が妥当であれば、貞氏の出した二〇〇貫は、長崎円喜の三〇〇貫に次ぐ高額であったと考えられる。二〇〇貫を進上しているのは、貞氏の他には北条氏で武藤修理亮（北条英時）、陸奥守（大仏維貞）、武蔵守（赤橋守時）、北条氏以外で大友近江守（大友貞宗）、熊野別当（定遍）、掃部頭入道（長井宗秀）である。この内、貞氏と赤橋守時と長井宗秀が一品経調進費用として三〇貫を上乗せしているので、この三人の出費はそれぞれ合計二三〇貫になる²¹。貞氏のこの仏事における進物額は、長崎円喜に次いで最高水準であったということになる。

以上、本章を通じて見てきた事例から、鎌倉時代中期から後期にかけて、幕府御家人に課せられた造管役や得宗家主権の仏事において、足利氏は北条氏に次いで莫大な額を出費していることが確認された。これらの負担に耐えうる足利氏の経済力は極めて高く、外様御家人の中では最も富裕な階層にあったと考えられる。鎌倉時代を通じてこの経済状態を維持することができたのは、諸国に散在する多くの所領群が財源となっていたことと同時に、これらの所領を管理できる規模の家政機関が整えられていたことによる²²であろう。

第二章 鏝阿寺一切経会における支出について

本章では、足利氏の菩提寺であった下野国鏝阿寺において、足利義兼遠忌仏事として開催されていた一切経会をとりあげ、足利氏の家政運営における収支状況について具体的に検討してみることにする。

第一節 足利氏と一切経

一切経（大藏経）は、仏教界において非常に権威のある經典である。⁽²³⁾ 高橋慎一朗氏によれば、中世社会においては、一切経の通仏教的な権威は世俗の権力を高める為にも利用された。鎌倉とその周辺は一切経保有寺院は、将軍家・北条氏・安達氏ゆかりの諸寺院に限られていた（鶴岡八幡宮・永福寺・勝長寿院・大慈寺・建長寺・称名寺・大仏・無量寿院・松谷寺）。

一切経は、それを保有する寺院の寺格の高さを示す象徴であり、一切経を供養する一切経会は、幕府及び幕府関係の有力者が推進する権威ある事業であったという。⁽²⁴⁾ 鶴岡八幡宮に一切経が施入されたのは、建久五年（一一九四）のことである。これは足利義兼夫妻の書写と寄進によるものであった。⁽²⁵⁾

ところで、一切経が保有者の権威を高める理由というのは、經典それ自体の宗教的な権威の強さに由来することに加えて、輸入にし

る書写にしる、その整備には多くの費用や労力が必要であったということにもよる。⁽²⁶⁾ つまり、一切経を手に入れることができるということは、それだけでかなりの政治力と経済力を示すことになるのである。

時代は下るが、室町将軍以下の幕府要人が朝鮮通交において主たる目的としたのは、高麗版大藏経の入手であったという。応永の外寇以後、朝鮮側は遣使者の資格に制限を加え、大藏経の求請にも日本国王・琉球国王・管領家・大内氏・宗氏以外には応じないようになった。そこで、遣使者の資格を持たない日本側の海商達は、偽使を立ててまでこれを手に入れようとしていたという。⁽²⁷⁾ 千金を積んだとしても、政治的に高い地位になれば大藏経を手に入れることはかなわなかった。室町時代の日朝通交における話ではあるが、この事例によっても一切経の本来的な価値の重さを推し量ることができよう。では、一切経の経済的な価値は、具体的にどの程度の数値で表せるのであろうか。田中稔氏は、安達時頭が大和国法華寺に施入した宋版一切経についてその値を推算したが、これによると、鎌倉時代は一切経は安く見積もっても銭三〇〇貫以上であり、舶載品であることの希少性を鑑みればその値はより一層上がるものとされた。田中氏は、このことから時頭が非常に高い経済力を有していたと評価した。よって、同様に一切経を施入していた足利氏の経済力も相当のものであったといえよう。

足利氏は、鶴岡八幡宮の他に菩提寺である下野国鏝阿寺にも一切

経を施入した。『鏝阿寺権崎縁起并仏事次第』によれば施入は義氏の頃に行われ、その後、家時の文永年中に一切経会が開始された。この法会は三月八日の足利義兼忌日に開催され、舞楽と曼荼羅供を行うものであったが、「為大儀、法会無程退転」してしまつたといふ。どのような事情があつたのか、次節で検討することにしよう。

第二節 鏝阿寺一切経会の興隆と退転

金剛山鏝阿寺は、現栃木県足利市家富町にある真言宗寺院で、足利義兼の護持僧であつた理真人を開山とし、建久七年（一一九六）に創建された。⁽³⁰⁾この時点での鏝阿寺の性格は義兼の私的な持仏堂といふべきものであつたが、義兼没後、その子義氏が天福二年（一二三四）父母追善の為大御堂を造営して以降、足利氏の菩提寺として本格的に発展した。

鏝阿寺では、足利荘公文所並びに荘内の郷々からまかなわれた供料によつて源義国・足利義康・義兼・義氏の供養行事が行われていたが、その中でも願主義兼忌日仏事が特に重んじられてきた。仏事用途の総額は、『鏝阿寺文書』所収仁治二年（一二四二）二月二九日付足利義氏仏事用途配分状（『鎌』五七六五号）によると六貫五六文であつた。

義氏に続いて、義氏の子泰氏から曾孫家時の代にかけて鏝阿寺には度々規式が下され、足利氏が寺内組織の整備と寺の発展に力を注いでいた様子がうかがえる。⁽³¹⁾一切経会も、そのような流れの中で鏝

阿寺の寺格を向上させようという足利氏当主の意図のもとに、願主義兼忌日と結びつけて開催されたものと考えられる。

鏝阿寺一切経会の始まりは、泰氏の代まで遡ることができる。⁽³²⁾内容や規模については不明であるが、基本的な構成は従前の忌日仏事と変わるところはなく、曼荼羅供の行法に経供養が組み込まれたものと考えられている。⁽³³⁾これを発展させたのが家時であつた。しかし前述した通り、この法会は家時の代で退転してしまつたようである。鎌倉期鏝阿寺の諸法会や堂宇修造、並びに足利荘内各郷に割り当てられた供料の詳細等を伝える記録である『郷々寺役記』に、一切経会退転の経緯が事細かに記されているので、引用しつつその事情を検討してみる。⁽³⁴⁾

一 三月八日経会事

被行始事者文永七年^庚、被留事者弘安九年^丙、此経会被留事者、
会式者舞楽曼荼羅供、如法如説之法会也、廿貫文料錢鑊仏性燈
油・壇敷等代、舞習十五ヶ日、一日別一度、雜掌・同樂人等相
節、試楽・会日兩日楽屋之雜掌舞裝束借用之賃、舞^ル・禄、令^ル支
配猶以不足也、

一切経会が始められたのは文永七年（一二七〇）のことであり、断絶したのは弘安九年（一二八六）のことである。会式は、舞楽と曼荼羅供を行うことになつていた。宇治平等院の一切経会舞楽にみるように、一切経会と舞楽とは深い関係がある。⁽³⁵⁾鎌倉の鶴岡八幡宮や勝長寿院における一切経会においても、盛大な舞楽が開催されてい

(36)
た。

『足利庄鏝阿寺』所載『舞日記』によると、鏝阿寺一切経会の式次第は、『舞楽要録』に見える平等院一切経会の式次第と一致している(調子↓迎衆僧↓導師咒願参上↓供花↓唄↓散花大行道↓讚↓梵音↓錫杖↓導師咒願退下)⁽³⁷⁾。平等院一切経会の舞楽法要は、経蔵・舞台・楽屋・棧敷御所を会場とする、舞楽四箇法要の基本形をふまえて執行された大法会であった。⁽³⁸⁾これと同等の大規模なものとはいかなくとも、同じ式次第で開催するからには、体裁を整えるだけでも相当の費用がかかったと思われる。更に舞師・伶人を鶴岡八幡宮楽所から呼び寄せており(『舞日記』)、この費用も決して安くはなかったであろう。

以上のことを考えると、足利氏から下された銭二〇貫というのは、金額自体は決して低くはないけれども、これ程の大法会を開催するには些か少なすぎるような印象を受ける。実際、仏性燈油・壇敷等の代金、一五日間の舞習代以下諸々にかかる金額は、二〇貫では足りなかったと記されている。

彼

然間云舞童之衣装、云式衆等之法服、一向供僧之營為難堪大宮之由、依令言上、如被仰下者、供僧所申有其謂、至会式之具足等・法服・舞装束者、可有御調下、無所殘悉可注申之由、被仰下之間、供僧等成勇、曼荼羅供道場莊嚴之道具・庭上之御具足等・式衆法服・舞装束・樂伎之具足等大概令注進之由、忝可有御計之由、重被仰下之間、弥開喜悅之眉之由、下賜執蓋・玉幡

鎌倉期足利氏の経済事情

計、自余之具足等雖未下、今年計ト各励微力、十六ヶ年之間雖令勤仕、今者計略尽術之間、⁽³⁹⁾如仰下預御計敷、不然者以毎年廿貫文銭三年一度筒可令勤仕敷之由、雖言上、付是非不被仰下之間、弘安九年^{丙戌}経会空而罷過畢、

その上舞童の衣装と式衆の法服はすべて供僧の負担とされたので、とてもやりくりしきれない旨を家時に訴えたところ、不足分が至急用意立てられることになり、供僧は愁眉を開いた。しかし、実際は執蓋・玉幡の下賜があったのみで、その他は下されないうまでであったという。供僧はそれも今年ばかりの我慢と、一六年間に渡って法会を勤仕してきた。

『鏝阿寺文書』所収文永八年(一二七二)三月一日付高重氏書状(『鎌』一〇七九九号)によれば、足利氏家宰高重氏は、鏝阿寺学頭明仏に宛ててこの年の一切経会が無事遂行されたことについて供僧の働きを労い、明仏の忠節を賞する家時の意を伝えている。先に見たような財政難を背景に考えると、法会開催に向けての努力が並大抵のものではないと察せられ、明仏に対する足利氏の謝意にも、文面以上の重みを感じられるのではないだろうか。

とはいえ、その後財政事情が好転した訳ではなかった。法会用途二〇貫の内訳は、一二貫一三七文が足利荘内橋本郷役、七貫八六三文が同借宿郷役であったが、文永を過ぎた頃でもその予算で仏布施・誦経から舞楽にかかる全ての用途を計算していたことが『郷々寺役記』中に載せられている建治二年(一二七六)作成の注文から

知られる。

弘安九年（一二八六）にはすっかりやりくりがつかなくなった結果、供僧は「費用をおはからいたどうか、そうでなければ毎年二〇貫の錢をもつて三年に一度ずつ勤仕いたしましょう」と言上した。だがそれに対して足利氏の返答が得られぬまま、この年の一切経会は開催されないうで過ぎてしまった。

次年彼料錢被^テ留^ル公文所、三月八日者令^{（以下略）}遠期之^{（以下略）}処、如被^テ仰^ル下者、不留^ル会式而可^レ申^ル訴訟之^{（以下略）}処、無^レ左右不行^ル経会之^{（以下略）}条、不可^レ然、又彼用途留^ル公文所之^{（以下略）}条、無^レ謂、念^{（以下略）}如^{（以下略）}例人用途於^{（以下略）}寺庫、可行^{（以下略）}経会之^{（以下略）}由被^テ仰^ル下之間、三月八日遠期畢、可有^{（以下略）}如何候覽^{（以下略）}之^{（以下略）}由、擬^{（以下略）}令^{（以下略）}言上之^{（以下略）}処、四月十三日酉尅、為^{（以下略）}雷火護摩堂・仮御堂令^{（以下略）}炎上之間、於^{（以下略）}件用途者、被^テ加造管用途者也、（後略）

翌弘安一〇年は、料錢が公文所に留められたまま開催日を過ぎてしまった。足利氏は供僧の訴えを認めず、法会を行うように命じたが、どうしようもないまま時が過ぎ、四月一三日には雷火の為に護摩堂・仮御堂が炎上してしまった。この為一切経会用途は、鏝阿寺再建費用に加えられることになったのである。

第三節 足利氏の財政事情

鏝阿寺供僧が「以毎年廿貫文錢三年一度箇可^レ令^{（以下略）}勤仕歟」と語っていることからすると、一切経会開催にかかる費用は、最低でも六〇貫必要と考えられているようである。にも関わらず足利氏が設定し

た費用は二〇貫にすぎず、いくら供僧の嘆願を受けてもそれ以上の出費はされなかつた。足利氏の台所事情は、余程苦しかったのであろうか。

弘安年間の足利氏が置かれた政治的状況を考えてみると、『瀧山寺縁起』の記述が正しければ弘安七年（一二八四）六月二五日に家時が没し、幼い貞氏が跡を継いだ頃のことである。家時の死は足利氏と北条得宗家との対立を背景とするものであり、翌弘安八年には霜月騒動が起り、足利氏は不安定な状況にあつたといえる。一切経会の退転には、このような足利氏内部の問題が影響していたとも推測できる。

当主貞氏自身は若年であつても、家政の状況は家宰高氏によってよく支えられていたと考えられるが、焼亡した鏝阿寺大御堂の再建事業は直ちに開始されるという訳にはいかず、正応五年（一二九二）に始まり正安元年（一二九九）に上棟した。その間、いつのこともは定かではないが、大御堂造営事業が遅れているので、重ねて一〇貫を鏝阿寺に寄進するという内容の貞氏寄進状が残されている。⁽⁴²⁾ このような度々の援助があつて、鏝阿寺の再建事業は完遂された。

その後、貞氏は、称名寺金堂造営（文保元年へ一三二七）作事始（元亨元年へ一三二一）伽藍完成）の為に材木を用立てている。⁽⁴³⁾ 称名寺は金沢氏の菩提寺であるが、時の当主金沢貞顕は、貞氏にとっては妻の兄にあたる。妻の実家の菩提寺の為に財政的な協力をしてきた史料が見られる反面、再建後の鏝阿寺において、鎌倉時代の間

一切経会の復興はついに果たされなかった。

錢阿寺一切経会は、前述したように家時期に整えられ、家時没後まもなく衰退した行事であったが、家時の代でさえ二〇貫以上の出費は認められなかった。この金額を、他寺と比較して考えてみたい。例えば円覚寺では、弘安七年（一二八四）年中寺用として米一五六九石八斗、錢一六三四貫が定められていたが、この内正月修正料二〇貫をはじめとして、主な仏事にかかる費用は一五〜二〇貫の間で設定されていた。ちなみに、北条時宗月忌用途は毎月二貫定で、一年で二四貫かかる。⁽⁴⁾

錢阿寺では、前述のように一切経会以前の足利義兼忌日仏事にかけていた費用は六貫五六文であった。これと比べれば、二〇貫という金額は三倍以上である。勿論、舞樂を組み込んだ一切経会程の規模の法会を二〇貫以内で開催しようとするは無理があるようだが、不足であるという訴えを受けても増額されなかったのは、菩提寺における供養仏事の為に動かせる予算としてはこれが上限だったのであろう。にも関わらず足利氏が一切経会及び舞樂にこだわった理由は、政治史的な観点も含めて検討すべき問題であるが、紙幅の都合もあり財政の問題からも離れるので、ここでは触れないでおく。このように、有力御家人としてその政治的立場を高く評価され、内裏・寺社造営役等で課せられる重い負担にも耐える経済力を持っていた足利氏でさえ、自らの菩提寺における仏事費用二〇貫を廻って供僧側と諍いを起こしていた。その一方で、鎌倉では北条得宗家

の貞時一三回忌仏事のように、四〇〇〇貫以上の金額を費やす盛大な法会が開催され、その為に貞氏は二三〇貫もの進物を用意した。錢阿寺供僧との間で出す出さないで長年争っていた二〇貫の一倍以上の金額が、貞時の霊前に捧げる為に一日にして費やされた。このことは、得宗家との関係維持に意を尽くさねばならない当時の外様御家人の立場をよく物語っている。とはいえ、幕府や將軍家の為ならばまだしも、得宗家に対してこれ程の出費をしなければならぬ状況は、単に家政経済に打撃を与えるのみならず、精神的にも受け入れがたいことではなかったか。

おわりに

鎌倉時代の足利氏の経済力は高い水準にあり、鎌倉御家人の中でも上位に位置していた。関東御公事の負担額や北条得宗家仏事での進物の額を見ると、足利氏はかなりの経済力を持っていたと推測される。また、鶴岡八幡宮や錢阿寺に一切経を施入していたことも、足利氏の経済力が高かったことを示す根拠となる。しかしそのような家においても、菩提寺の法会にかける費用としての上限は二〇貫程度であったようである。このことを考えると、閑院内裏や六条八幡宮造営における数百貫単位の賦課額が、いかに重い負担であったかが察せられよう。

これらの出費がただ足利氏にとってのみ深刻であった訳ではない

ことは、千葉氏の例を見ても明らかである。閑院内裏造営において、千葉氏が五〇〇貫相当以上の負担である西対造営を課せられた時、千葉亀若丸ははじめ分担の変更を訴えたけれども聞き届けられず、泣く泣くこの造営役を負わされた（建長元年五月二七日付平亀若丸請文案へ「双紙要文」紙背文書九号⁽⁴⁶⁾）。

そうであつても御家人達がこれらの負担を受け入れたのは、関東御公事であり、内裏や将軍家ゆかりの寺社造営に関わる負担であつたからであろう。「鎌倉中」御家人にとつて、負役以外にも幕府行事への参加等にかかる出費も含めて、時に想定外の高額な出費が強いられるのは、ある程度覚悟しなければならぬこととはいえ、家政をやりくりする上では厳しいことであつたと思われる。

負役や行事等に関わる支出を抜きに考えても、都市鎌倉においてはただ生活するだけでも相当の費用がかかるのであり、「鎌倉中」の格付けにある御家人の中には、財政上の理由から「鎌倉駐在者を限定して代官を活用していく」場合も出てくる⁽⁴⁶⁾ことが秋山哲雄氏によつて指摘されている。このことから、御家人が鎌倉における諸番役をつとめながらも、できるだけ余計な支出を切りつめようとしていた姿勢がうかがえる。そのような状況下において、北条貞時一三回忌供養の事例が示すように、鎌倉末期に至つて外様御家人が得宗との関係を維持する為に支払わねばならない金額は、恐らく足利氏だけではなく多くの御家人にとつて通常の支出を遙かに上回るものであつた。それが原因で得宗への不満が募つていったということ

も、充分あり得ることではなかつたであろうか。

註

- (1) 『倉持文書』所収年紀未詳足利氏所領奉行番文（鎌倉遺文）（以下「鎌」一八四四七号）。
- (2) 『北条氏系譜人名辞典』（新人物往来社、二〇〇一年）「北条氏所領一覽」によれば、北条氏領として（得宗領、他北条氏領、被官人領合わせて）計五五二箇所が検出されている。他御家人の所領では、例えば入来院洪谷氏については鎌倉時代を通じて二箇所所の所領が確認でき、千葉氏の所領については、建長年間で千葉・鎌倉・京都の所領の他、下総・伊賀両国守護職、小城郡、敷田郷を確認できる（井上聡「御家人と荘園公領制」へ五味彦編『日本の時代史 8 京・鎌倉の王権』吉川弘文館、二〇〇三年）。
- (3) 『近代足利市史 第一卷』（足利市史編さん委員会、一九七七年）第二編第二章「源姓足利氏の発展」（小谷俊彦氏執筆）一八六頁。
- (4) その後正元元年（一二五九）にも炎上し、以後は再建されなかつた（太田静六『寝殿造の研究』第七章第二節「建暦・建長御造営閑院内裏の研究」へ吉川弘文館、一九八七年）、野口孝子「閑院内裏の空間領域―領域と諸門の機能―」（『日本歴史』六七四、二〇〇四年）。
- (5) 『吾妻鏡』（『新訂増補国史大系』、以下同）建長二年三月一日条。
- (6) 目録においては基本的に建物の格式と記載順序がほぼ対応していると考えたが、渡廊や御車寄等、独立した殿舎ではないものは考慮から外した。
- (7) 川上貢『日本中世住宅の研究』第一編第三章「冷泉富小路殿の建築」（墨水書房、一九六七年。引用は新訂版へ中央公論美術出版、二〇〇五年）による。六一―六八頁。
- (8) 『千葉県の歴史』「資料編 中世2」、一九九七年。
- (9) 石井進「日蓮遺文紙背文書」の世界―「双紙要文」紙背文書を中心に（小川信編『中世古文書の世界』吉川弘文館、一九九一年。のち「石井進著作集 第七卷」岩波書店、二〇〇五年に収録）一六四頁。

(10) 海老名高・福田豊彦『田中稜氏旧蔵典籍古文書』「六条八幡宮造営注文」について(『国立歴史民俗博物館研究報告』四五、一九九二年)。

(11) 四五七七貫を二三名(一一一口)で分担している。なお「鎌倉中」とは、鎌倉に邸宅を構えて鎌倉内の諸番役を示すような一族を示す、一種の格付け」とされ(註10海老名・福田論文)、秋山哲雄氏は更にこの概念を詳しく検討してこの「鎌倉中」とはあくまでも「一種の格付け」であり、「御家人本人が鎌倉に必要はない」とした(『都市鎌倉の東国御家人』へ「ヒストリア」一九五、二〇〇五年)。

(12) 義氏跡の二〇〇貫の他、「鎌倉中」畠山上野入道(泰国)跡に二五貫、「上野国」桃井三郎(頼氏)跡に五貫が賦課されている。

(13) 安田元久『関東御公事』考(『御家人制の研究』吉川弘文館、一九八一年)。

(14) 註10海老名・福田論文。

(15) 九州の御家人の場合、蒙古合戦に際し異国警固番役が課せられた分だけ造営役が免除されたのであろうという事情も考えられる(註10海老名・福田論文)。

(16) 『神奈川県史』「資料編2」(以下「神」)二二六四号。

(17) 『尊卑分脈』(新訂増補国史大系、以下同)「足利」。

(18) 他に、足利孫三郎(斯波高経)が砂金五〇両を進上している。

(19) 細川重男「鎌倉政権得宗専制論」(吉川弘文館、二〇〇〇年)三二二―三二八頁。

(20) 『尊卑分脈』「秋田城介」。

(21) 貞氏の他にも、北条氏以外で二〇〇貫を出している人々について見ておこう。「掃部頭入道」は長井宗秀。引付頭人、執奏、評定衆、寄合衆を歴任し、貞時・高時政権において重用された人物である(註19細川前掲書六二頁)。「大友近江守」は大友貞宗。大友氏は嘉元三年(一一三〇五)貞宗の兄の貞親(鎮西引付)の時に、北条貞時の下問を受けてすぐさま翌徳治元年豊後に万寿寺を建立したことからも、その財力が大きかったことが察せら

れる(『豊鐘善鳴録』防長史料出版社、一九七九年)。「熊野別当」については、「熊野別当代々記」(改訂史籍集覧)によれば熊野別当の正統は弘安年間で断絶したと考えられるが、「太平記」(『日本古典文学大系』巻第五

「大塔宮熊野落事」に熊野別当定遍なる人物が登場する。これによれば、定遍は「無二の武家方」で、元弘の乱に際し六〇〇〇貫の勤賞をもって大塔宮を捕縛しようとした。この金額は誇張だとしても、貞時供養に二〇〇貫進上していることから得宗家との接近に熱心であり、なおかつ相当の財力の持ち主だったのではないかと察せられる。なお、閑院内裏及び六条八幡宮造営でとりあげた千葉氏については、ここでは千葉介が太刀一と馬一疋、千葉大郎が白太刀一と馬一疋を進上しているにとどまる。

(22) 福田豊彦「鎌倉時代における足利氏の家政管理機構」(『日本歴史』三四七、一九七七年。のち日本古文书学会編『日本古文书学論集』5 中世1 鎌倉時代の政治関係文書』吉川弘文館、一九八六年に収録)。

(23) 上川通夫「一切経と中世の仏教」(『年報中世史研究』二四、一九九九年)。

(24) 高橋慎一郎「武家の古都、鎌倉」(山川出版社、二〇〇五年)三七―四四頁。

(25) 『吾妻鏡』建久五年一月二三日条・鶴岡八幡宮文書「鶴岡八幡宮一切経并西界曼荼羅供養記案」・「鶴岡社務記録」・「鶴岡八幡宮寺供僧次第」。

(26) 註24高橋前掲書。

(27) 村井章介「アジアの中の中世日本」第二部B「倭人海商」の国際的位置(校倉書房、一九八八年)三五一頁。

(28) 田中稜「秋田城介時頭施入の法華寺一切経について」(『大和文化研究』第五巻六号、一九六〇年)。

(29) 『栃木県史』「史料編 中世1」(以下「栃」) 鎌阿寺文書二二四号。

(30) 『尊卑分脈』によると、義兼は建久六年(一一九五)三月三日、東大寺にて出家。法名鎌阿。正治元年(一一九九)三月八日没。

(31) 『鎌阿寺文書』所収建長三年三月八日付足利泰氏置文(「鎌」七三〇〇号)、同文永六年四月日付足利家時置文(「鎌」一〇四三二号)。

- (32) 註31足利泰氏置文。
- (33) 永村眞「鎌倉時代の鑊阿寺経営―郷々寺役記を通して―」(『栃木県史研究』二四、一九八三年)七頁。
- (34) 『郷々寺役記』とは、鑊阿寺第一〇代寺務性尊が、その任中の(元亨期から正慶期の間に、寺内法会の再興・整備と堂宇再建の意図のもとに、文永・永仁期を上下限とする寺内文書・帳簿類より抜書した注文を、康永二年(一二四三)弟子の実鑊が書写した記録である。明治十九年(一八八六)修史館により影写本が作成された(註33永村論文及び『栃』鑊阿寺文書に翻刻あり)。
- (35) 齊藤利彦「平等院一切経会と舞楽」(『仏教史学研究』四五―二、二〇〇二年)。
- (36) 註24高橋前掲書。
- (37) 山越忍空「足利庄鑊阿寺」(鑊阿寺、一九二二年)、『舞楽要録』(『群書類従』一九「管弦部」)。
- (38) 註35齊藤論文。
- (39) 『新編岡崎市史』「史料編 古代中世」、一九八三年。
- (40) 本郷和人「霜月騒動再考」(『史学雑誌』一一二―一二、二〇〇三年)、註19細川前掲書四九―五〇頁。
- (41) 拙稿「高氏と上杉氏―鎌倉期足利氏の家政と被官―」(『鎌倉遺文研究』一六、二〇〇五年)。
- (42) 年未詳十一月一八日付足利貞氏寄進状(『栃』鑊阿寺文書八三三号)。
- (43) 『金沢文庫文書』所収年紀未詳金沢貞顕書状(『鎌』二六一―一八三号)。
- (44) 『円覚寺文書』所収弘安七年円覚寺中寺用米錢定案(『神』九八一号)。
- (45) 註8『千葉県の歴史』、註9石井前掲書一八四頁。
- (46) 註11秋山論文。